

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「P F I法」という。）第15条第1項及び同法施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定により、長崎県がP F I法に基づき策定を予定している実施方針に関して、次のとおり公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針策定の時期	担当
（仮称）長崎県長大橋維持管理事業	事業契約締結日から令和13年3月（予定）	○長大橋2橋 （伊王島大橋及び大島大橋） ・マネジメント業務、維持管理業務、点検・診断業務、詳細調査（診断）業務、補修設計業務、修繕工事業務、工事監理業務	・伊王島大橋 （長崎県長崎市 伊王島町～香焼町） ・大島大橋 （長崎県西海市 大島町～西海町）	令和7年7月頃 （予定）	長崎県土木部 道路維持課 電話：095-894-3144